

## 役員報酬及び費用に関する規程

(総則)

第1条 公益社団法人全国愛農会（以下「本会」という。）の役員の報酬に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員の報酬は、常勤役員については俸給とする。

- 2 常勤役員で職員を兼ねる場合には、本会諸規定・給与規定による職員給与を支払う。
- 3 非常勤役員は無報酬とする。

(給与の支給日)

第3条 報酬は、毎月1回とし、その月の23日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは前日に繰り上げて支給する。

(給与の額)

第4条 常勤役員の報酬の月額は、以下とする。

理事 50,000円

- 2 新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬を支給する。
- 3 常勤役員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。
- 4 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、10,000円まで全額支給する。同額を越えた場合は越えた額の2分の1を支給する。

(実施細則)

第6条 役員の報酬の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

(退職金)

第7条 役員の退職金は支給しない。

第8条 役員の旅費については、別途定める旅費規程に基づき支給する。

附則 この規程は2002年12月8日より施行する。

2003年2月15日通常総会において改訂

2014年2月11日理事会において改訂

2017年3月19日通常総会において改訂